

委員会の運営方法について

事務局提案

1. 会議は公開とする。
2. 傍聴者は、会議で発言することはできない。
3. 会議における発言の要旨は、議事概要として記録する。

[参考]

八戸市附属機関等の設置及び運営に関する要綱（平成18年4月17日改正）

（附属機関等の運営）

第5条 附属機関等の運営については、活発な議論が行われるよう次の事項に留意し、効果的かつ効率的運営に努めるものとする。

（中略）

（2）個人のプライバシー又は政策形成過程における情報等に係る審議内容で、公開することにより当該附属機関等の適正な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合を除き、会議を公開すること。

（3）会議の開催日時、場所、公開の可否等の情報は、報道機関に提供するなどして、事前に市民に周知するよう努めること。